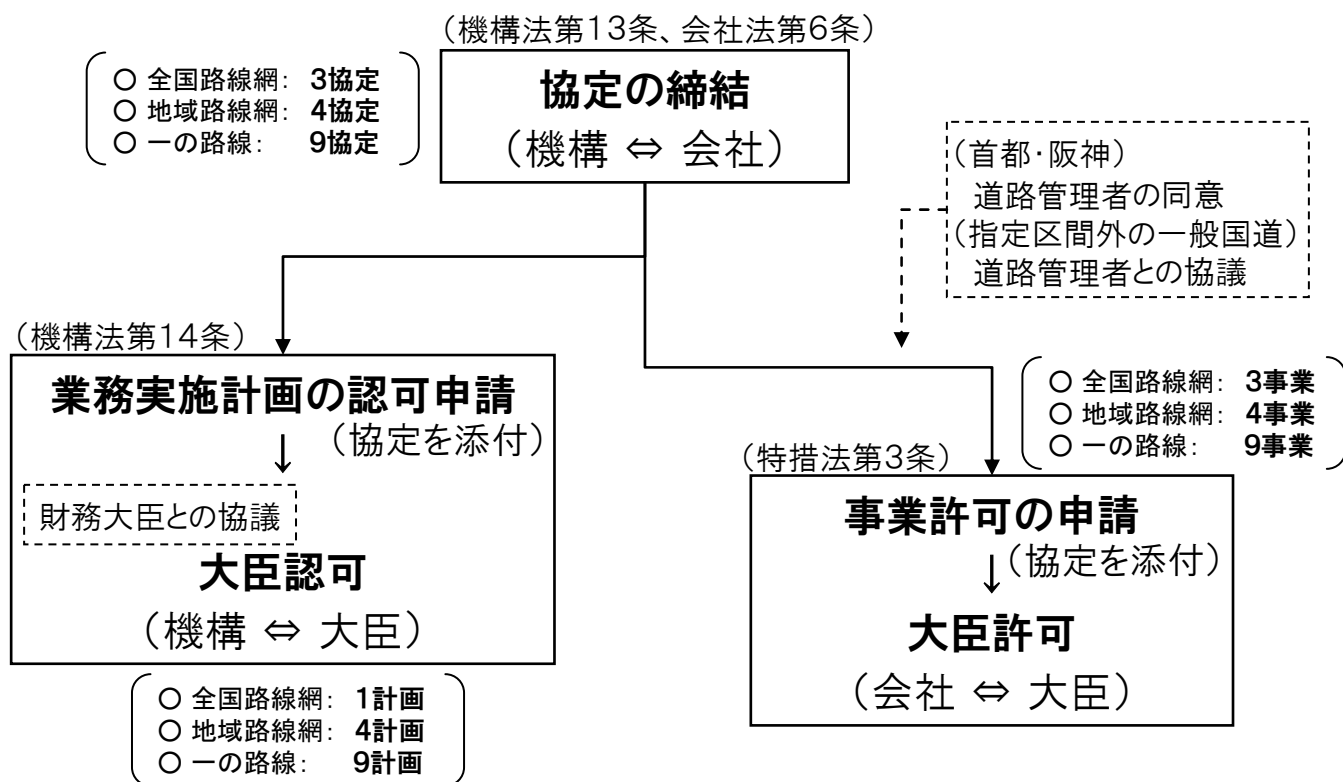


【協定・業務実施計画・事業許可の概要】

1. 協定・業務実施計画・事業許可の概要

(⇒参考1、参考2)



2. 策定単位

全国路線網 ⇨
(3協定・1計画・3事業)

東日本会社、中日本会社、西日本会社ごとに、
高速自動車国道及び国土交通大臣が認可して
機構が指定する一般有料道路

地域路線網 ⇨
(4協定・4計画・4事業)

首都高速道路、阪神高速道路(阪神圏)、阪神高
速道路(京都圏)、本州四国連絡高速道路

一の路線 ⇨
(9協定・9計画・9事業)

全国路線網以外の一般有料道路
(八王子BPなど)

3. 協定・業務実施計画・事業許可の記載内容

記載事項	協定	業務 実施 計画	事業 許可
①高速道路の路線名	○	○	○
②新設・改築又は修繕に係る工事の内容	○	○	○ (新設・ 改築)
③②に係る債務引受限度額	○	○	
④災害復旧に係る債務引受限度額	○	○	
⑤無利子貸付けの貸付計画	○	○	
⑥貸付道路資産の内容並びに貸付料の額 及び貸付期間	○	○	
⑦会社が徴収する料金の額及び徴収期間	○		○
⑧国土交通省令で定める事項			
高速道路の管理の適正な水準の確保 に関し必要な事項	○	○	
会社の経営努力による費用の縮減を助 長するための助成に関し必要な事項	○	○	
協定の変更その他必要な事項	○		
⑨会社及び機構の収支予算の明細	※	○ (機構分)	○ (会社分)

※印は、協定の記載事項ではないが、作成しなければならない事項となっている。